

## WestlawJapan 法令あらまし

### 【法令名】

- 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 11 月 2 日 本紙第 5672 号 2 ページ
【法令番号】	平成 23 年 11 月 2 日 政令第 335 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	公布の日〔平成 23 年 11 月 2 日〕から施行 * 別表第 1 中「金属研磨仕上げ」、「製材のこ目立て」、「ガラス製品製造」及び「れんが積み」を削る改正規定は、平成 24 年 3 月 31 日から施行
【制定の根拠】	職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項
【法令のあらまし】	技能検定を行う職種について、金属研磨仕上げ、製材のこ目立て、竹工芸、ガラス製品製造、れんが積み、コンクリート積みブロック施工及び建築図面製作を廃止する。
【改正される法令】	職業能力開発促進法施行令（昭和 44 年政令第 258 号）